

説明書

委託業務名	食品ロス削減推進事業委託業務		
履行期間	契約締結日 ～ 令和8年3月31日（火）	履行場所	佐賀県くらしの安全安心課が指定する場所
契約上限額	5,401 千円	オリエンテーション（説明会） 参加申込期限	令和7年5月9日（金） 午後5時まで
オリエンテーション（説明会）	令和7年5月12日（月） 午後2時～	仕様書等に対する 質問書提出期限	令和7年5月16日（金） 午後5時まで
参加資格確認 申請書提出期限	令和7年5月23日（金） 午後5時まで	仕様書等に対する 質問に対する回答	令和7年5月20日（火）
参加資格確認 結果通知	令和7年5月28日（水）	提案書提出期限	令和7年6月3日（火） 午後5時まで
プレゼンテーション（審査会）	令和7年6月9日（月） ※別途通知	最優秀提案者の 決定	令和7年6月13日（金）

1 オリエンテーション（説明会）参加申込書について

(1) 参加希望者は、上記オリエンテーション（説明会）参加申込期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メールにより申し込むこと。

なお、現地での参加を希望する場合は、参加者は1事業所当たり2名までとする。

(2) オリエンテーション（説明会）への参加はプロポーザル参加の必須事項ではなく、この説明会に参加しない場合でも、本件プロポーザルへの参加は可能とする。

2 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書（様式第3-1号又は3-2号） 1部

イ 共同事業体協定書（様式第3-3号） 1部 ※共同企業体の場合のみ

ウ 誓約書（様式第4号） 1部

エ 会社概要（パンフレットで可） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

3 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第2号に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

また、その際には確認のため、電子メール又はファックスで質問書を送付した旨、電話すること。

4 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第5号）・・・正本1部 副本5部
- イ 提案書（任意様式）・・・6部
- ウ 実施スケジュール案・・・6部
- エ 業務体制表・・・6部
- オ 見積書（任意様式）・・・正本1部 副本5部
- カ 実績書（様式第6号）・・・正本1部、副本5部

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア A4縦長左綴じ（ホチキス留め）
 - イ 実績書について、概ね直近5年間の類似の業務受託実績のうち、代表的なものを記載すること。
 - ウ 実績書の正本には業務実績に記載した内容及び業務完了が確認できる資料（契約書、仕様書、業務完了認定通知の写し等）を添付する。
- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (5) 提出は持参又は郵送による。
- 注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

5 プレゼンテーション（審査会）について

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

6 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を審査員の合議により決定する。
- (3) 最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会の会長が最優秀提案者を決定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契

約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

7 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

8 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、11の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加資格確認申請書を提出した者全員に電子メールにて周知する。

9 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

10 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 委託業務仕様書
- (3) 評価基準
- (4) オリエンテーション参加申込書の様式
- (5) 仕様書等に対する質問書の様式
- (6) 参加資格確認申請書の様式
- (7) 共同事業体協定書の様式
- (8) 誓約書の様式
- (9) 提案書〔表紙〕の様式
- (10) 実績書の様式

11 問い合わせ

担当課	佐賀県県民環境部くらしの安全安心課食育・計量担当 (郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59)
電話	0952-25-7069
ファックス番号	0952-25-7327
電子メールアドレス	syokuiku@pref.saga.lg.jp